

事例3 日本電工(株)による中央電気工業(株)の株式取得

第1 本件の概要

本件は、合金鉄（注1）、磁石向けフェロボロン（注2）の製造販売業等を営む日本電工株式会社（以下「日本電工」という。）が、合金鉄、ネオジム磁石合金（注3）の製造販売業等を営む中央電気工業株式会社（以下「中央電気工業」という。）の全株式を取得することを計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

（注1）鋼の強度、じん性、耐熱性、耐食性等を向上させる添加剤として利用される鉄鋼製品の副材料をいう。

（注2）脱ガス剤及び合金成分添加剤として利用されるネオジム磁石合金の原材料をいう。

（注3）ハイブリッド車や電気自動車のモーター、ハードディスクの駆動装置、エアコンのモーター等に利用されるネオジム鉄ボロン磁石の原材料をいう。

第2 一定の取引分野

1 水平型企业結合

(1) 商品の範囲

合金鉄は、炭素やケイ素等の含有率により複数の種類に分類される。このうち当事会社間で競合し、かつ、競争に与える影響が大きいと考えられる製品は、高炭素フェロマンガ（注4）である。

高炭素フェロマンガよりも炭素含有率の低い中低炭素フェロマンガは、高炭素フェロマンガよりも高品質な鉄鋼製品に用いられるため、物理的に高炭素フェロマンガを中低炭素フェロマンガに代替することが可能ではあるものの、中低炭素フェロマンガの方が価格水準が高いため、通常、需要者である鉄鋼メーカー等は、高炭素フェロマンガと中低炭素フェロマンガとを使い分けている。また、高炭素フェロマンガと中低炭素フェロマンガとでは、製造に必要な設備・製法や技術が異なる。現に当事会社はいずれも高炭素フェロマンガを製造しているものの、中低炭素フェロマンガの製造は行っていない。以上から、高炭素フェロマンガと中低炭素フェロマンガの需要及び供給の代替性は、いずれも限定的である。

したがって、本件では、「高炭素フェロマンガ」を商品の範囲として画定した。

（注4）鋼の強度を上げるために脱酸・脱硫剤として添加されるもののうち、炭素成分の高いもの。

(2) 地理的範囲

高炭素フェロマンガンについては、日本国内での輸送に関し、輸送の難易性や輸送費用の点から制約があるわけではなく、当事会社及び競争事業者は日本全国において販売を行っており、地域により販売価格が異なるといった事情は認められない。

他方、日本国内の需要者が海外メーカー品を輸入して利用することに障害はなく、既に一定程度ではあるものの海外メーカー品が日本国内において販売されている。また、海外メーカー品への代替が容易であることから、日本国内の需要者の要請により、国内メーカー品の販売価格は国際市況を基準に決定されている。このため、国内価格が相対的に上昇した場合、海外メーカー品の流入量が短期間のうちに増加する可能性が高く、国境を越えて地理的範囲が画定される可能性もある。

しかしながら、当事会社が地理的範囲について日本全国であることを前提として日本市場における市場シェア等のデータを提出したことも踏まえ、本件では、高炭素フェロマンガンにつき、「日本全国」を地理的範囲として画定した上で、海外メーカー品については輸入圧力として評価することとした。

2 垂直型企業結合

(1) 商品の範囲

磁石向けフェロボロンは、磁力の高い高級磁石に用いるため特別に炭素成分を減少させたフェロボロンであり、他のフェロボロンやレアアース等を用いてネオジム磁石合金を製造することはできない。また、ネオジム磁石合金は高い磁力を要するネオジム鉄ボロン磁石の原材料となるもので、他の合金等を用いてネオジム鉄ボロン磁石を製造することはできない。

したがって、本件では、「磁石向けフェロボロン」を川上市場、「ネオジム磁石合金」を川下市場としてそれぞれ商品の範囲を画定した。

(2) 地理的範囲

前記(1)において画定した各商品については、日本国内での輸送に関し、輸送の難易性や輸送費用の点から制約があるわけではなく、当事会社及び競争事業者は日本全国において販売を行っており、地域により販売価格が異なるといった事情は認められない。また、海外メーカー品の状況については、前記1(2)の高炭素フェロマンガンと同様の事情にあることから、本件では、前記(1)において画定した各商品につき、「日本全国」を地理的範囲として画定した上で、海外メーカー品については輸入圧力として評価することとした。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 水平型企業結合

(1) 当事会社の地位

本件行為により、高炭素フェロマンガンの当事会社の合算市場シェア・順位は約50%・第1位となり、本件行為後のHHIは約3,900、HHIの増分は約1,200となることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成24年度における高炭素フェロマンガンの市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約35%
2	日本電工	約30%
3	中央電気工業	約20%
	その他	約10%
	輸入	約5%
合計		100%

(2) 競争事業者の状況

ア 競争事業者の数

市場シェアが約35%である有力な競争事業者が1社存在する。

なお、各社の設備稼働率はおおむね100%に近い状況にあり、各社とも供給余力が十分にあるとは認められない。

イ 従来の競争の状況

当事会社及びその競争事業者は、いずれも、各社の主たる販売先であって資本関係を有する大手鉄鋼メーカーの需要を満たすことを主眼として製造・販売活動を行っているため、当事会社及びその競争事業者間で新たな販売先を獲得するための活発な競争が行われているとはいえない実態にある。

(3) 輸入圧力

高炭素フェロマンガンには、輸入規制や輸入に係る流通上の問題は存在しない。また、海外メーカー品と国内メーカー品とで品質に大きな差異もない。そして、関税や輸送費を含めても国内メーカー品より安価な海外メーカー品も存在し、近年はインド等の安価な海外メーカー品が日本市場に流入しているところ、主要な海外メーカーの供給余力は国内市場規模の約2倍から3倍程度存在する。

このため、大手需要者は、国内メーカー品を購入するとともに、自ら又は商社を

通じて海外メーカー品も購入している。また、国内メーカー品であるか海外メーカー品であるかを問わず商社を対象に入札等により購入する中小需要者も存在することから、商社も、国内メーカー品及び海外メーカー品を区別なく調達・販売している。

こうした事情から、国内の高炭素フェロマンガンの販売価格については、国内メーカーのコストベースではなく、国際市況を基準に決定されており、価格交渉も、主として安価な海外メーカー品が引き合いに出され、他の国内メーカー品が引き合いに出されることはほとんどない。

以上から、輸入圧力が十分に働いていると認められる。

(4) 小括

以上の状況から、本件行為により、当事会社の市場シェアが約50%になるものの、有力な競争事業者が存在すること、輸入圧力が十分に働いていると認められること等から、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、日本全国の高炭素フェロマンガンの取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

2 垂直型企業結合

(1) 当事会社の地位

日本国内で磁石向けフェロボロン（川上市場）の製造販売を行っている事業者は日本電工のみである。また、中央電気工業のネオジム磁石合金（川下市場）の市場シェアは約30%（第2位）、HHIは約3,000である。したがって、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成24年度におけるネオジム磁石合金の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約40%
2	中央電気工業	約30%
3	B社	約20%
	輸入	約10%
合計		100%

(2) 日本電工による中央電気工業以外の事業者に対する磁石向けフェロボロンの販売拒否等（投入物閉鎖）による市場の閉鎖性及び排他性の問題の有無

日本国内で磁石向けフェロボロンの製造販売を行っている事業者は日本電工のみであることから、日本電工が事実上、中央電気工業のみに磁石向けフェロボロンの販売を行い、その他の日本国内の需要者が磁石向けフェロボロンの供給元を奪われ、

市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるようなことがあった場合には、川下市場における競争に及ぼす影響が大きいものと考えられる。

しかしながら、磁石向けフェロボロンについては、輸入規制や輸入に係る流通上の問題は存在せず、日本電工製品と海外メーカー品とで価格に大差があるといった事情も認められない。また、磁石向けフェロボロンメーカーは中国に複数存在し、中国メーカー全体で日本電工の数倍以上の供給能力を有していることから、輸入圧力が一定程度働いていると認められる。

こうした事情から、日本国内の磁石向けフェロボロンの需要者は、仮に日本電工が磁石向けフェロボロンの販売拒否等を行えば、海外メーカー品に切り替えること等が可能な状況にあるため、当事会社による販売拒否等に対して牽制力を有していると認められる。

したがって、市場の閉鎖性及び排他性の問題は生じないと認められる。

(3) 川下市場における事業者による協調的行動の問題の有無

川上市場における供給者は日本電工のみであり、中央電気工業は川下市場において高い市場シェアを占めており、かつ、競争事業者も少ないことから、本件行為により、中央電気工業が日本電工を通じて川下市場における競争事業者の磁石向けフェロボロンの仕入価格の情報を入手し得るようになる結果、川下市場の事業者間で協調的に行動することが高い確度で予測することができるようになる可能性があり、その場合、川下市場における競争に及ぼす影響が大きいものと考えられる。

しかしながら、ネオジム磁石合金の製造原価に占める磁石向けフェロボロンの比率は僅かであるため、中央電気工業が日本電工を通じて川下市場における競争事業者の磁石向けフェロボロンの仕入価格の情報を入手したとしても、それ自体により直ちに完成品であるネオジム磁石合金の他社の販売価格を高い確度で予想しやすくなるとは考えにくい。また、ネオジム磁石合金については、輸入規制や輸入に係る流通上の問題は特段存在せず、中央電気工業の製品と海外メーカー品とで販売価格に大差はないこと等から、現に、海外メーカー品を購入している需要者（ネオジム鉄ボロン磁石メーカー）も存在するなど、川下市場では輸入圧力が一定程度働いていると認められる。

(4) 小括

以上の状況から、本件行為により、当事会社の単独行動又は当事会社と他の競争事業者との協調的行動によって、日本全国の磁石向けフェロボロン及びネオジム磁石合金の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

第4 結論

以上の状況から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。